

景観形成基準チェックシート（三川内山地区）

届出者			
行為を行う場所			
項目	景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
建築物 ・ 工作物	形態 ・ 意匠	周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。	
		背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。	
		擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。	
		住宅等にあっては瓦葺き・勾配屋根を基本となるよう努める。	
		神社等の歴史的建築物等の改築、外観の変更にあっては、従前と同様の形態・意匠となるよう努める。	
		建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。	
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、沿道から見えないうち植栽等により遮蔽するように努める。	
	色彩	周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。	
		屋根や建築物上部については、黒・茶系統を基調となるよう配慮する。	
		建築物などの色は、マンセル値により、色相R～YRの場合は彩度6以下、色相がY～5Yの場合は彩度3以下、その他の色相の場合は彩度1以下とする。（Rの場合は明度4以下、YRの場合は明度6以下を推奨する。）	
太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。			
建築設備等	建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
	配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
外構	敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。		
	建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。		
	敷地内にトンバイ塀や石積み、石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。		
	前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。		
	敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。		
付属施設	倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うもしくは意匠に配慮するなど、周辺環境との調和に配慮する。		
夜間景観	過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。		
屋外広告物	屋外広告物は、地域に関係するものに限定し、屋上への設置は避け、周辺のまちなみと調和のとれたデザイン・色彩とする。		

項目	景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
開発行為	掘削若しくは盛土の規模はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
	のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採取 その他の 土地の形質の変更	掘削若しくは盛土の規模はできる限り少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
	のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	公共空間からの眺望や周辺景観に配慮した措置を講じる。		
	跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	道路舗装は、できる限り既存の材質、色彩に合わせた新設、改修（掘削による舗装復旧を含む）等を行うものとする。		
木竹の植栽 又は伐採	木竹の伐採の規模はできるだけ少なくするとともに、周辺景観への影響に配慮する。		
	植樹する場合は周辺の樹種と合わせるなど、周辺環境と調和したものとする。		
	伐採を行った場合は緑化措置（従前の植生区分に従った植栽）を講じるなど、その周辺景観が良好に維持できるよう配慮する		
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他の物件の 堆積	集積、堆積は直接見えないようにするなど、公共空間からの眺望に配慮した位置や高さとする。		
	物件は整然と集積、堆積するよう努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど、修景に努める。		